

(一社)姫路薬剤師会
学校薬剤師部部員各位

(一社)姫路薬剤師会
学校薬剤師部部長 深見 達也

総合教育センター施設の使用手続きについて

平素は会の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の使用手続きにつきまして、
姫路市立以外の学校・園が総合教育センター施設を使用した場合、使用料と共益費がかかります。
その費用は学校・園に負担をしていただいています。姫路市教育委員会が1年間の使用実績を確認し、
費用請求を各学校・園にされます。
また、令和3年度も引き続き総合教育センターを使用する場合は、使用許可申請書が必要になります。
学校薬剤師部は、給食検査とプール検査の時に総合教育センターを使用させていただいています。

部員の皆様には、内容のご理解をお願いいたします。

総合教育センター施設の使用手続きについて
姫路市教育委員会から県立学校・神崎郡3町教育委員会・私立学校等に対し
・令和2年度の使用実績の確認
・令和3年度の使用許可申請の案内
に関する文書の発送が3月中旬にされます。
その後、確認が出来たら、費用請求をされます。
なお、令和2年度の使用料は、1校園当たり
・使用料240円(県立・町立は0円)
・共益費100円～210円程度
となる見込みです。

部員の皆様には上記内容をご理解いただきまして、担当校園からの問い合わせ等があった場合には、
対応していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この内容は、県立学校・神崎郡3町の校園・私立学校等の担当の先生に関する内容ですが、
姫路市立校担当の先生にも本状のメール、FAXを送らせていただいていますことをご確認ください。

何かご不明な点がございましたら、姫路薬剤師会事務局までご連絡下さい。

一般社団法人 姫路薬剤師会 TEL 079-282-2100